



Title	聖諭廣訓に就いて
Author(s)	狩野, 直喜
Citation	懐徳. 1959, 30, p. 1-13
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/90335">https://hdl.handle.net/11094/90335</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 聖諭廣訓に就いて

狩野直喜

本堂のもとの顧問狩野直喜先生が、館を捐てられてから、早くも本年は十三回忌を迎へる。たまたま最近、先生の遺稿の中から、この一篇が發見されたので、特に御遺族に請うてここに掲げることにした。この一篇は、大正十五年十一月六日、懷德堂恒祭に於ける先生の記念講演である。人も知る如く、先生は御見解を發表されるのに極めて慎重で、容易には印刷に付することをゆるされなかつた。本稿の如きは、先生の講演の際の手びかへであつて、用字も假名づかひも句讀點も整へておられず、また三、四箇所に缺文もあつて、若し先生にお願ひしたことすれば、とうていこのままで印刷することはゆるされないのであらう。しかし今日これを讀むと、そぞろに當時の事が思ひ浮べられると共に、先生の御高見によつて我々の蒙を啓くことが出来る。そこで敢てこれを卷頭に掲げて、追慕のたよりとする次第である。讀書諸賢には、何卒その意を諒とせられたい。（編輯者）

本書の扉に、星文堂・小雅堂梓行とあり、「慶長以來書賈集覽」によれば、共に大阪高麗橋一丁目にありし書林なりといふ。

本書の扉に、星文堂・小雅堂梓行とあり、「慶長以來書賈集覽」によれば、共に大阪高麗橋一丁目にありし書林なりといふ。

而して當時書院の教授たりし中井竹山先生之れに序し、其書が風を移し俗を易ふる上に於いて力あるべきを述べ、甚だ之を喜ばれたりし事其序に見ゆ。又序によれば此書の讃刻につきては、大阪の賈人刻費を捐て、又其事に關しては曾谷學川と申して、當時篆刻家として知られ、又學問も可なりありし人が肝煎をなし、序文の依頼亦此人を介したりし由見ゆ。竹山先生は全く篆刻には相談を受けず、唯序文のみを書與へられしか、將亦篆刻に就きて、右の賈人に勧告でもされしか、其邊の處は分り兼ねるが、兎も角此書の篆刻に就きては、非常に同情と興味を有せられしやうに思はる。今日は懷德堂創立二百年に當たり、先師儒を本堂に於いて祭られることであるから、溫故知新の意味合を以て、本書及び之れに關聯して享保時代に於いて篆刻されたる六諭衍義の事に及び、儒學が庶民教育につき何如なる用をなしたかといふ事を述べむと欲す。

さてこの「聖諭廣訓」と申すは、清の聖祖、即ち俗に稱する康熙帝と世宗即ち聖祖の子にて俗に稱する雍正帝が、臣民に下されたる教育敕語、即ち臣民の率由すべき道徳の標的を示したるものにて、極めて大切のものであるが、康熙帝の下したるものは單に「聖諭」とも又「聖諭十六條」とも申します。それは聖祖の勅語中、臣民の實踐すべき行を十六箇條に分けて申述べられて居るからである。それを次代の天子、雍正帝が各條につき其意味を敷衍されたから、聖諭廣訓と申します。又其敷衍されたる文字の數が、正に一萬である故、「萬言諭」とも申す。結局聖諭が一つ。又聖諭廣訓が一つ。勅語の趣意は則同じく唯詳略の差あるのみなれども、悉しく分へて言へば二つある譯であるが、清朝に於いて下されたる教育敕語は、猶其外に今一つあり。それは前にも一寸申述べたる六諭といふものにて、滿洲より始めて、中國に入り北京に鼎を定められたる世祖(即ち順治帝、聖祖の父)が順治九年に下したるものにて、此れは簡単に六個條の實行の徳目を指示す故に、六諭といふ。一體支那に於いて天子といふものは、天に代はりて職務を行ふものである。天に代はると申す事は天は人類を生じ、又之れに仁義五常の徳を授け玉へども之れを生づるのみにて直接これが世話をせぬ。其世話人として聰明睿智衆に抜くものを選び之れをして億兆の君師となり教養を掌らしむ。教

とは天が人に付したる仁義五常の徳を完全に發達させる事、養は仰養仰畜上に於いて遺憾なく、一夫の其處を得ざるやうに致す事なるが、此の道徳的精神的の生活と、物質的生活とは互ひに相待ちて行はるるものにして、物質的生活を完全ならしめずして道徳的精神的の生活のみを責る能はず。それで兩者孰れが貴きかといへば、それは勿論道徳的生活であれども、其順序よりすれば物質的生活先に居る。この兩面的を完全ならしむるを教養といふ。兩者は天より天子に與へられたる大任にして、百僚有司なるものは必竟之を助けて其大任を完うせしむるものである。凡そ此の理想は、秦漢以來、易姓は常に有れども、天子が政を爲すの理想に於いては毫も殊なる事なく以て前清に及べり。即ち易姓といふは天子が此の理想を行ふこと能はず、或は其政治が此理想に反するより起る事にて、一姓仆れ、他姓起るや、此の理想が必ず振作力行さるべき筈になつて居る。此れは天子が漢民族より起らうが、又他の民族が中國に入りて帝王となつても、毫も變る所なく、寧ろ前清の如く漢民族にあらざるもの内から帝王が出た場合には、己れは漢民族より起らざるもの堯舜禹湯以來相傳の道統傳統を受けたものである。換言すれば正統の天子である事を殊更に明にする事を務めたものである。それで前に申す如く、世祖が已に鼎を北京に定め、天下漸く緒に就くに及び、其九年二月に六諭なるものを出した。六諭とは第一、孝<sub>ナレ</sub>順父母。第二、恭<sub>セヨ</sub>敬長上。第三、和<sub>セヨ</sub>睦鄉里。第四、教<sub>セヨ</sub>訓子孫。第五、各安<sub>セヨ</sub>生理。第六、無<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>非爲。といふ六條である。此の六諭の教ふる所は誠に平凡で、誰れにも分り極つたことで、天子が臣民に下したる勅諭としては何如にも物足らぬ感も致す譯なるが、元來この勅諭なるものは、勿論一般臣民に下されたものではあるが、其目標とする所は下層の階級即ち一般庶民の教育なきものが主であつた。一體支那に於いては、社會の階級に於いて讀書人と讀書せざるものとの大なる差別あり。此れは勿論人爲的に極めたものではない。自然にそうゆう階級が出來て來るもので、讀書人以上を士といふ。讀書して、知徳を礪き科舉に應じて仕官すれば上宰相大臣にも至るべし。宰相大臣は官であるが其身分をいへば是れ士なり。其以下は衆庶である。併しこれは何も人爲的に此の階級があつて、衆庶は士の階級に入る事を禁ずるといふ事はないが、種々の原因よりして書を讀むものと然

らざるものと區別を生ず。而して彼等士人の讀書といへば、申すまでもなく六經孔孟の教であつて、修身齊家治國平天下の道、之れに盡きてゐるから、天子たるものは教育を盛にして、人材を作りさへすればよいので、別に教育勅語を下す必要がない。唯必要なるは、書を讀まぬ階級即ち理屈などの分らぬものに對し、彼に最必要な實踐道德の目を指示したるものが、此の六諭である。さてこの六諭は前に申す清の世祖が初めて作りしものと信ぜられて居たが、それは世祖の作つたものにあらず。明太祖のとき教民榜文を作つたが、其題目は世祖の六諭と一字を違へず、つまり清は中國に君臨して、總べて前明の制度を踏襲したが、教育勅語まで全く之れに由りしを知るべし。明のときは、此の勅語を普及させることに力を用ひ、凡そ毎郷毎里に木鐸を備付け、其地方の老人とか、殘疾にて家業をなす能はざるものを見び、毎月六回、木鐸をならし、この六の題目を觸れ廻はすことなどあつた（大明會典卷二十、辨疑律例昭代王章）。世祖が其六諭を其虚採用し又之れを普及する事につき、制度の上について、種々の施設をなしたが、其事は後の聖諭廣訓の條に述ぶる事とし、此には申しませぬ。一體此の六諭は今申す如く題目にて、これ丈で其意味を敷衍せねば、庶民に納得さする事は出來ぬ。さればといつて、經書の文句などを引用し、むつかしき言葉を以て説明せしものでは、何の用も爲さぬので、當時の地方官などで、民衆教化事業に心を用ひたるものは、俗語鄉語を以て、平易に分り安き様の註釋書を作るものがあつた。其一と思はるるものに范鉉といへるものの作った「六諭衍義」といふものがあつて、これが我國に傳はつた。我國に傳はりし徑路も、實に不思議にして、初め琉球人程順則といへるもの福建に至り此書を見、内容もよいが衍義が俗語を用ひてあるから支那語を學ぶに便なりとて、携歸へりて（康熙戊子寶永五年）之を刻したりしが、其本鹿兒島へ傳はり、島津侯より又之れを幕府に獻上され官庫に藏せしを。八代將軍吉宗公之を覽て其教化に益あるを思ひ、命じて之を刻せられしが、原文の儘にては讀めぬ故に、原文に傍訓を施すことを室鳩巣に命ぜられしも、俗語は能く讀不申、徂徠に被仰付べしとありしが、即ち徂徠に命じて旁訓をつけさせ、享保六年に板出來たり。而して其明年即ち七年に鳩巣之により邦文に翻譯し、六諭衍義大意といふ。鳩巣の譯文

には、原文を其儘譯しても、彼此事情を異にし、彼れに必要でも我には必要なきこともあれば、其邊は省略せしを以て、題して大意といへり。而して當時手習の師匠をして居た石川某に御家流にて淨寫をさせ、將軍に覽に入れしかば將軍大に喜び、親しく筆を執りて二三を訂正し、町奉行に命じて梓行せらる。かくて當時江戸にありて兒童の手習指南を業とするものの數を調らべられしが八百人に餘まり。其内に名の聞えたるもの石川を始め十人許なりしを、何れも町奉行役所に呼寄せ右の新刻本を與へらる。（徳川實記、有德院殿御實記附錄卷十）右は兒童の手習の手本となし、又智識の芽する時分に、かかる教訓書を讀まする事は、極めて利益ある事と思ひしによる。かくて此書一たび出でて未幾、享保十六年には、又此れを今一層省約したる六諭衍義小意といふものが京都で出來た。又美濃岩村藩——これは佐藤一齋の出た所であるが、藩にて前の六諭衍義大意を出版して、之れを領地の庄屋に頒ち、毎月朔望に村民を會して之を讀聞しめ、且又村の蒙師に別に此本を寫して之れを童子に授けしかば、三年の内に領内農家の子粗々能く字を識り、且其大意を會得する事を得たりと、校正増補六諭衍義大意の佐藤一齋跋文に見ゆ。この校正増補六諭衍義大意といふは官刻の本に校正増補を加へられたるもの、此れも京都に於いて出版されて居る。何でもこの本は屢々訂正増補され、最後は弘化四年に刊せられたやうであるが、文化中に平賀信濃守といへる人、大阪奉行であつたが、自分は何も治蹟の見るべきことを致す力量はないが、せめて世の爲めになる事を残したいと言つて此書を澤山買つて大阪へ夥しく施したといふ事である。結局清世祖の六諭衍義なるものが偶然な事から我國に傳はり、それが後世まで可なり流行したが、それは全く享保時代の將軍吉宗が學を崇み教化に心を用ひた結果に外ならぬ。享保時代と申せば我國文運昌明の際にして、儒林の人材未だ此時より盛なるはなし。即ち東には物徂徠・室鳩巢の如き人があり、西には伊藤東涯先生があつた。大阪も決して之れに劣らぬ先生方があつて、此時に當りて懷德堂も官の允許を受けて、創立せられたるのである。而して此に注意すべきは、此時代にありて文運昌明の結果、學者輩出し、其經學に關する或學者の著述が、幕府の命を以て長崎より海舶に托して、清國へ輸出され、又早く西土には佚して我國にのみ存せしものが、

新に板になつて彼土に送られ、大に彼學界に裨益を與へた。かくの如く學問（爰には漢文計りについて言ふ）が高まつた。それと同時に學問の功用、即ち庶民教育といふ事にも深き注意を拂はれて、前に申す如き六諭衍義の讃刻とか大意の出版となり、それが教化の上に少なからざる影響を及ぼしたるは誠に面白き事であるが、それは要するに吉宗のえらい處と言はねばならぬ。かの明君德行錄などに吉宗の治世をほめてゐるが穴勝溢美の言とも言はれないものである。今申す如く世祖六諭は我國の教化上に於いて少なからぬ影響を與へたが、其本家たる清國に於いては六諭の行はれたるのは暫時で、世祖の子にて、其後を承けたる聖祖即ち康熙帝が康熙九年冬十月に又教育に關する上諭を下してゐる。

其意味は、「朕惟ふに至治の世は專ら法令のみを以て善しとなさず、教化を以て先きとなす。何となれば法令は一時人を禁じて惡をなさしめざるも、一たび弛むときは、依然として惡をなす。此れに反して教化によりて人心を正す時は、其效時を経て絶せず。近時風俗廢頽、法網に觸るるもの多きを加へたが、其中には無知即ち人間の道を教へられてゐないものがある。それを法令を犯したからとて、刑を行ふは憫むべきも、さればとて之れを宥さば國憲寬にし難し。必竟刑辟を犯すもの日に繁きは、化導の未だ善からざるによる事なれば、凡そ治民の責にあるものは、一層教化に重を置くべし」とて、凡そ實踐すべき道徳の目十六條を置けたり。故に此れを康熙聖訓とも又十六條とも申す。即ち此に掲げたるものにて世祖六諭と其意味は同じけれども、之に比して更らに精密である。それは此に掲げたるものにて、六諭の方は一箇條四字づつになつてゐるが、聖諭の方は七字になつてゐる。而して猶之れに就いて考察すれば、首の三字、即ち第一條につきていへば、敦孝弟が行の目であつて以重人倫が其行の結果となつてゐる。さてかくの如く聖祖が十六條の實踐的道徳の標準を示したるもの向前に述べし如く聖祖の次に出た世宗が各條に就いて其意を敷衍したものを聖諭廣訓といふ。これが清時代にあつては、教育勅語として非常に重視されたものである。此れから此の十六條につき解説を致さむとするが、第一條は敦孝弟以重人倫とありて、孝弟を以て尤大切な行となしたるは、即ち論語に孝弟を以て仁を爲の本とし、孟子に堯舜の道は孝弟のみあるものにて、孝弟の心を以て之れを一家より

一郷一國天下に推すときは其れが仁となる譯にて、天子自ら孝をなし以て天下を率ゆ。それほど大切のものである故、之れを第一に置けたり。猶此の事に就きては後に詳述すべし。第一條は、前は家にありて父母に事へ兄に事あるの道を教へたが、第二條には家族を篤して以て 雍睦を昭にせよといふ。宗族とは尙書の所謂九族にして、己一、父一、祖一、曾祖一、高祖一と上に溯り、又下に己の子一、孫一、曾孫一、玄孫一と下れば、全體九となる。高祖より下玄孫及びこれより旁出したるものは互ひに宗族といふ也。雍正の廣訓に云ふ。己の身は己れ一人のものにあらず。必ず其源あり。其源を同じくするもの相集まりて此に宗族を形成する譯にて、宗族を一體と見れば己のが其四肢百體の一部分である。己、足に痛を生ずれば、それが全身に傳はるが、それと同様に宗族間は互ひに喜憂を同じくし、宗族間に吉事あれば己の家に吉事あるが如く、凶事あれば己の家に凶事ある如く感ぜざるべからず。然るに實際はそう行かぬ。或者富者は多資にして宗族中に衣食に窮するものあれども、解推の徳なく、或貧者多求而生觖望之思、即ち今少し救恤して呉れそうなものとして常に不平を生じ、或者は己が一人顯位に上れば勢利を持んで威張り散し、宗族の情分を忘れ、此れに對し貧賤なるものは反動を起し、種種破廉恥の事をして、宗族の名譽を傷くる事をなし、或者本人は宗族に對して篤い情を抱いて居ても、妻子の淺薄な考に誤まれ、或は小人の讒訴によりて、宗族間が水臭くなる事が往々にしてあり。此の如くなれば雍睦所か全く宗族たる事を忘れ、路傍の人に劣るやうになるとて、昔九世同居、とか七百口共食せし例などを擧げて宗族間の親和團結は道徳上、極めて大切な事を説けり。第三條は人は家が最大切にて、其次は宗族、それから郷黨といふ順次となるので、第三條に之れに處する心得を説けり。五百家を一黨、一万二千五百家即ち黨を二十五集めたるを郷といふ。此れは己の近接する人にて、宗族につぎて親しくせねばならぬ。凡そ事大小となく謙冲和平を以て相接すべきものであり、又安樂憂患共に相處し相助くべきものである。往々細故を以て相争ふ、天下の安泰も郷黨より起り、動亂も郷黨より起るといふ事よりして之れを第三條に置きしなり。第四は重農桑云々、是れは説明の要なるべし。第五此れも第四と關聯するもの

なり。已に勤を教ふるを以て又儉を教へざるべからず、蓋し勤は固より大切な事なり、併しここに十夫より骨を折りて物資を作りても、一夫の之れを濫りに費やしては何の用にもならぬ、といつて冠婚喪祭等に就き各其本分に安し、房屋器具等務めて樸素を務むべきを諒めたるなり。第六條隆學校云々は他條とは一寸意味が違つて居る。隆學校とは國家のやる事であるが、國家が學校を設くる目的は徒に其智識を長じ又生活の方便を興ふるにあらず、徳性を涵養し士たるの品位を保ち、衆庶の標準とならしめるものであり、換言すれば其人は孝弟を以て本となし、材能を末とし、人格を先とし、文藝を後とし、禮義を守り、廉恥を重じて、士習を端しくすべきである。かくいへば此れは學校にある生徒のみに對する教のやうにあるが、必ずしもそうでない。廣訓によれば、學校は五倫の道を教ふる事が主眼になつて居るが、五倫の道は何人も必ず由らねばならぬ所であつて、若し字を知らぬ百姓でも兵士でも其行ふ所五倫の道に協つたらば、それが即ち士である。それで彼等生徒たるもののが、國家が學校を設けたる意味を知り、之れを重じ、士習を端す事は勿論なるが、兵民等も己れが其内に居らぬから無關係なものと思はず、縱令其内に居て讀書學問をしなくとも、學校の重すべきを知りて、己れも士たる事を希ひて、徳性を尚び禮義を守れよと一般的に教訓されたるものと成つてゐる。其次是黜異端以崇正學、正學とは申す迄もなく堯舜禹湯文武周公孔子相傳の儒學にて、之れに反するものを異端といふ。雍正の廣訓によれば、釋老の如きも亦異端なりといつてゐるが、必ずしも佛道を禁ずるの意味でない。佛道とても善を勧め惡を懲すを目的とするものであるから、讀書人は必ずしも之れに頼るを須ひされども、愚氓無智のものには或程度には必要であれども、此れより生ずる所の或派にありては愚氓の迷信をそそり、或は祕密の團體などを作り、社會の秩序を亂り風俗を害する事あり、此等は取締らねばならぬと言つてゐる。それから雍正は當時支那に播り居りし天主教に言及し、之れを不經にして取るに足らぬが、朝廷にて彼等西洋傳教師を用ひて居るは彼等が曆算に通曉するを以て其長所を取るの意に出ず、決して其教を善いとしたものでないと斷言してゐる。結局こうなれば清朝にては信教の自由はない事になるので、此れは清朝の東西洋の勢力が強く

なるに從ひ議論が面倒になつて來た。この廣訓の一節を刪去らねばならぬといふことも言はれたが、さればといつて、苟も祖宗の出したる教育である以上之れを刪去する事は萬萬出來ぬので其儘になつて清朝の亡ぶるに及んだ。併し清末に聖諭廣訓を白話體に譯したるものを見れば、天主教に關する一節は實際刪去してゐるやうである。其次は講法律以徵愚頑、法律は即ち大清律例の事也。法律は帝王已を得ずして之れを用ふるものなれば、平居法律の意義に通曉し之れを犯かざるやうに心を用ひざるべからず。凡法律は其條文多しと雖、情に準じ理に度るに過ぎず。天理人情は人の同じく具ふる所なれば、心情理の中に存すれば身必ず法律の内に陥ひる事なかるべしといへり。次に明禮讓以厚風俗。此れば申す事もなし。訓子弟以禁非爲は世の父兄たるものに對する訓誡なり。天子は天下の主として、萬民の教化を掌る事は勿論なれども、父兄たるものは各其子弟に對するには責任を分たねばならぬ。何如となれば、大概人の善惡の分るるは其幼時にありて父兄の注意すると否とあり。己れ子弟の訓を忘れたりと唯其孝弟を責むるのは不可といふ事を述べたるが此條の主旨なり。第十條務本業以定民志。本業とは各人の業務也。凡そ人として業務なきはなし。此れによりて衣食すると同時に之れを以て世に奉公す。世の中の爲めにならず、唯衣食のみを得するものは此には本業とせず。士は仕へて祿あり、それによりて生活はすれども、其れ計りでは可かぬ、必ず世の用、即ち士たる丈の務をせねばならぬ。農たり工商たり皆然らざるはなし。夫れ身の習ふ所を業とし心の向ふ所を志となす。世の中には往々其業に就き日久しく述べて厭を生じ、舊を捨てて新を圖る。遂には其境遇より動かされて一念游移し、徒らに人を羨み、非分の營をなすに至る。是れ本業を務めざるの致す所なり。苟も本業は貴いものであり、貴賤等差なきを知らば、何も他を羨やむ必要なく、其志自ら定まるべきなり。

十一條は一寸今日の我輩には耳遠きが、當時支那にては、必要なる個條たりし也。一體支那は前申す如く德治主義の國柄で、法律は徒徳治を助くるもの位に考へて居たから、餘り具備し居らないし、裁判とても地方にありては知府知縣が行政の傍、之れを遺るといふ譯にて、獨立したる裁判官もなければ又今日の辯護士の如きものもなく、其代り

に訟師といふもあつた。此れは地方にては進學・卽ち秀才の資格ありて文筆の出来るもので、而も心の善からざるものがあつた。この訟師は裁判沙汰がなければ金（もうけ）が出来ぬから、種々の企をなして、甲と乙との間に訴訟を起させたり、又金持ちの家でもあれば全く根も葉もなき事を造つて官に訴へ、迫によりて財を貪る。地方官に立派な人が居れば其者をば却つて誣告を以て罰するけれども、或場合には其欺罔する所となりて善良な人民に非常なる禍を興ふる事あり、故に之れを讐しむるなり。

第十三條此れも清朝當時の事を知らねば分らぬ。窩はかくまふ事なり。逃は其居るべき處より遁出したるものにて、それを官に告げず、藏匿する事を言ふ。此れは一般の逃民を言ふやうであれども廣訓を見れば、或る種類のものを斥す。即ち清朝には八旗兵（滿蒙漢）といふものがあり、其事が京師を護衛する事になつて居、又内地の要所に置かれてあつた。此れを駐防といふ（開封・山東青州・江南江寧・福建福州・浙江杭州）。所で此等のものは昔我國の武士の如きものにて世襲のものありて、他の職業に易る事も出來ず、又本處を移易して他の地に行き一般漢人と雜居する事を嚴禁したものにて、此等は主の祿を受け特別恩あるにかかはらず、兵役を厭ひ遁出すといふは不忠不義にて國に例禁あるが、又漢人の方で故らに之を隠匿するといふは不都合にて、法律にてはこれに連坐することになつて居るから、此の如き不心得なき様にといふなり。

第十四條完錢糧以省催科。錢糧は即ち租稅の事にて、雍正の廣訓には租稅は決して、天子一身の爲に取るものでなく、國家の經費を支拂ふものにて、國家の經費といふものは、結局國家は人民の爲めにあるものにて、人民は自分を世話保護して呉れるもの及び其事業の爲めに出すものたる事を辨明し、それから、若し人民が其納稅の義務を怠りたる時、有司には奏銷の限あるを以て、致方なく、其催促をなす、然るにその催促をなすには胥役といふ地方廳の小使のやうなものを使はねばならぬ。數多い胥役の内には悪いものが居て、年貢未納といふ弱點をつかまへて、人民に對して無名の費を需索したり、應納の數以上を言懸けて之れを取り、其一部（缺文）人民の苦を免る爲めからいつても

早く納稅を完ふしたがよいといふなり。

第十五條聯保甲以弭盜賊。支那では國が廣く又前に申す如く德治を主とし、唯しほりと人民を治むるが目的にて警察など整つた制度はない。つまり其處まで立入りて干渉せぬ、總べて彼等の自衛に任す。此に於いてか保甲あり。甲は十家を甲といひ、十甲を保といふ。甲に長あり、保に正あり、簿冊を設立し、交察互警せしむ。此れは昔より制度として存在して、空文に流れ易く、唯自分一身一家の事のみを考えて、隣家に盜賊ありても知らぬ顔をしてゐるが、それは不可なり。宜しく其團結を堅くして、盜賊の害を根絶すべしといふなり。

十六條は己の一身は平素は父母を養ひ妻子を畜ふ義務ありて兵としては朝廷の御爲めにならねばならぬ誠に大切なものが、些細な事故により人と喧嘩口論をして、身命を失ふ如きは誠につまらぬ、其原因を考ふれば、多くは飲酒より起るとして、酒の害を詳述して居る。尤も此節の禁酒宣傳の如く一滴亦不可用とまでは言はざれども、かかる弊害あるから能く慎まねばならぬと言つて居る。

以上は聖諭廣訓の大旨であるが、其目的は讀書人以上よりも其以下の民衆に之れを知り實行せしむるが目的である。即ち今之言葉を以て言へば之れを宣傳が必要である。其點に於いては世祖以來非常に其方法に就いて苦心したが、先是其大體を申すときは、地方の大官督撫若くは學政が宣布の責任ある事は勿論であるが、直接人民に關係あるものは府州縣であつて、府州縣には教官といつて、府にては教授、州には學正、縣にては教諭といふものがある。此れは知府知州知縣に直屬し、又一方よりは學政の監督を受く。地方にては今申す州縣の長官と教官とが之れを宣布するの任務を有して居るが、實は彼等自身には之れをなさず、寧監督の地位にあり。然らば誰が之れをやるかといふに、それは各地方即ち外省到る所の鄉村に於いて、聖諭聽問の會を作らしむ。此れを講約といふ。講といふ事は我國にも昔からあり。それは宗教の或團體にて最勝王講・法華八講等にて、佛寺の講は今日まで我國に現存せり。然るにそれが何時とはなし結合組合の意味に用られたが、矢張佛寺參拜の目的の爲めにする醵金組合、神社佛寺の修復營繕費を作

る爲めの融通組合をも講と稱し、後には全く宗教とは關係なく賴母子講・無盡講などいふものがあり、段段講の意味が變つて來た。支那にも神佛參拜の爲めの醵金組合の講もあるといふ事なるが、この講は我國に於ける最初の意味を持つたる即ち聽講を目的とする組合にて、大城市は勿論、何如なる田舎にても多少人が集り住んである所には、この講が強制的に設けられた。乾隆十一年禮部の議准、四川茂州三十六寨は悉く番民の居住する所なるが、寨中適當の方に於いて講約所を設け、聖諭廣訓を其地方語に翻譯して家ごとに喩し、戸ごとに曉すべしといふ事を定め、又五十二年の禮部の議准によれば、陝甘二省には回民多く、其性桀驁の氣に富み、甚だ制御し難ければ、嗣後漢民と共に講約所に集め聽講せしむべしといへり。勿論かかる事は規則になつて居れども、之れを厲行された時代と否らざる時代とあれども、康熙乾隆の時代、清朝の極盛時代にありては、あの廣い邊僻の地まで行はれたようである。さて此の講約には其長がある、此れを約正と申す。重もに地方にて舉人貢生生員等の内より老成にて德望あるものを選び、又其外に直月三四人あり。これは約副の如きものにて、毎月代り番にて一日と十五日に衆を集めて講釋をなすといふ事になつて居る。尤清朝時代に於いて規定も變り、又元來聖諭の宣布が目的である以上、地方の狀況によりて遣方を違へて宜しといふ事になつて居るから、必ずしも之れと同一ならず。例せば宣講するにも約正約副は唯事務をする丈にて別に司講といふものを立てた所もある。又或る地方官によりては、其管内の鄉約にては、唯宣講するのみならず、講約の人名簿を作らせ、其内の人の毎日の行爲と十六條と對照し、其行が聖諭の條に合してゐるか、反してゐるか、又宣講のとき、聖諭を書いたる木牌の前にて其善を褒め、惡を諫むることをした例もある。

それから、此の聖諭は勿論讀書人以下のものと對するのが目的ではあるが、讀書人とても此れを知らずに居る事は出來ぬ。それでこれを讀書人に知らするには何如なる事をなしたかといふに、童生が進學の試験を受くるに縣試府試院試の三段階を受る事になつてゐるが、各試に各覆試といふものあり。一度試みて合格となりたるものと又念の爲め

に試験する事なるが、是時聖諭廣訓の一條を出して之れを試む。若十字以上の誤りある時は折角學科には合格しても錄取を許さず。此れを默寫聖諭といふ。それから軍隊に對しても同様で、各省將軍提督等は皆所屬部隊に命じて兵丁を集め、一般宣講と同じく朔望の宣講をなす事になつて居る。此宣講につきては、世宗の廣訓が基礎になつて居るが、古文で書いてあるから一般的の兵民には分らぬ。それで白話俚語を以て平易に分る様に書いたものが澤山ある。今之を申すに（缺文）……

此の聖諭宣講の方法は誠に組織的になつてゐるが、清朝の他の法規と共に或る時代には勵行されても、それが直ちに弛む。殊にこの宣講もそうであつて、初の内はやつてもそれが直に有名無實になつてしまふ。それは何であるかといふに聖諭の普及は地方官の責となり、普及の何如は其考課に關係するといふことになつて居るが、常に有名無實になるといふのは、かかる教化事業は目に見えぬものなり。それよりも租稅の徵集が滞りなくゆくとか、（以下缺文）